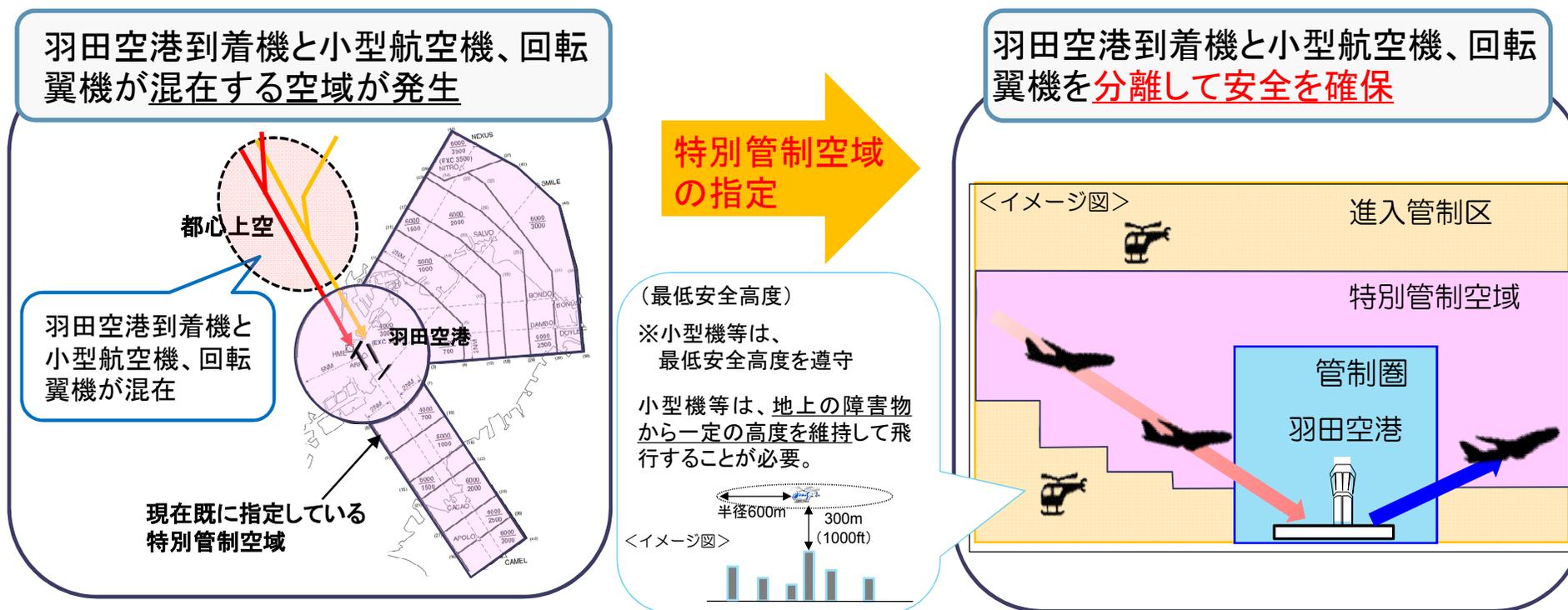


特別管制空域の指定

- 南風時における羽田新飛行経路の運用にあたり、都心上空に羽田空港に到着する大型機と有視界飛行方式※により飛行する小型航空機、回転翼機が混在する空域が発生。

➡ 都心上空で航空機が安全に飛行できるよう、特別管制空域を指定、空域の分離を図ります。



【特別管制空域とは】

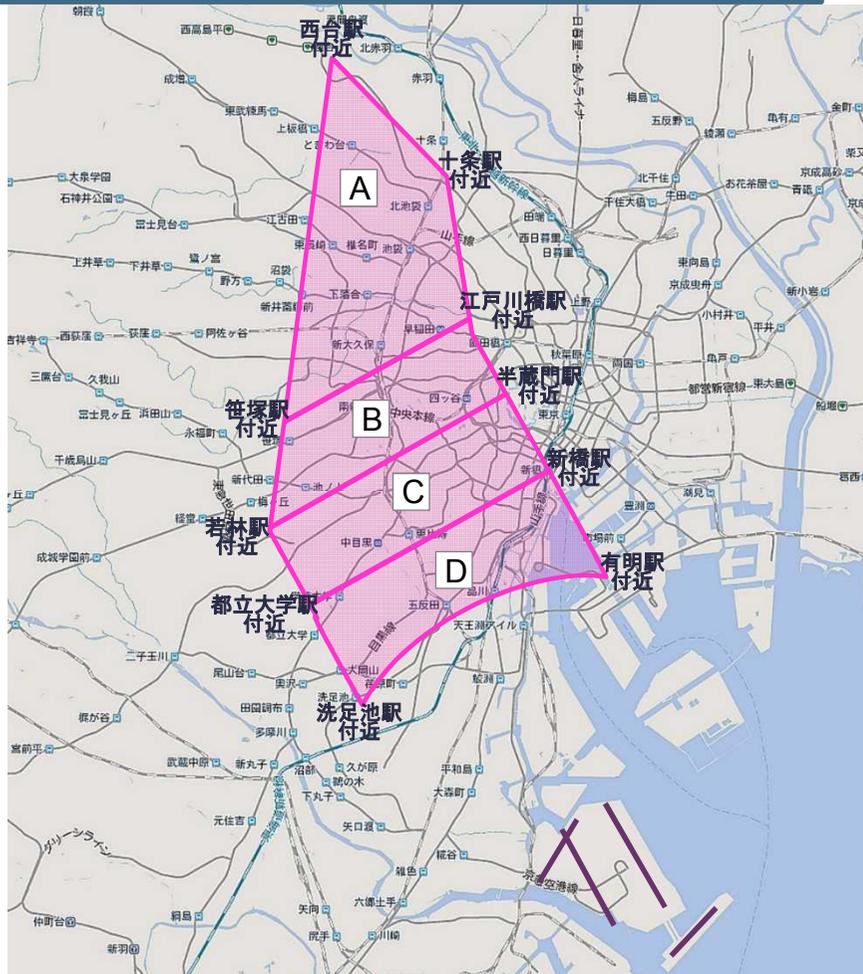
- 航空交通が特に混雑する空域における航空交通の安全を確保するため、航空法に基づき国土交通大臣が指定する空域。
- 当該空域において、航空機は計器飛行方式※によらなければ飛行できない。(ただし、管制官が許可した場合は、有視界飛行方式により飛行可能)

※有視界飛行方式: 操縦士が目視によって地上の障害物や他の航空機などとの衝突を回避しつつ飛行する方式

※計器飛行方式: 常時、管制官の指示を受けつつ飛行する方式

特別管制空域(案)

新飛行経路に係る特別管制空域(案)



範囲

新経路の設定に伴い、左図におけるA、B、C及びDであって、以下の高度の範囲を新たに特別管制空域として指定する。

- A : 600mを超え1,850m未満
- B : 450mを超え1,350m未満
- C : 300mを超え1,200m未満
- D : 200mを超え1,200m未満

時間

上記の特別管制空域に係る規制が適用される時間は、15時から19時までとする。

➤ 北風運用時は、羽田到着機が新飛行経路を飛行せず、管制官が航空法に基づき許可を与えるため、有視界飛行方式で飛行する航空機はこれまでどおりの飛行が可能です。